

市民相談のしおり

市民相談室では、市民の皆様の日常生活での様々な問題や市政についてのご相談をお受けしています。

相談はすべて無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

<場 所> 府中市役所 1階 市民相談室

※土曜日の法律相談及び年金・労災・雇用保険相談は、
市政情報センター(府中駅南口再開発ビル「ル・シーニュ」5階)

<対 象> 府中市民(在勤・在学を含む)

※相談日当日の「年金・労災・雇用保険相談」に関するお問合せは、
市政情報センター(042・336・1818)へお願いします。

【相談の問合せ】

広聴相談課市民相談室

TEL 042-366-1711(直通)

※番号のおかけ間違いにご注意ください。

1. 法律相談

内 容 相続、金銭貸借、離婚、
不動産貸借など
相談員 弁護士

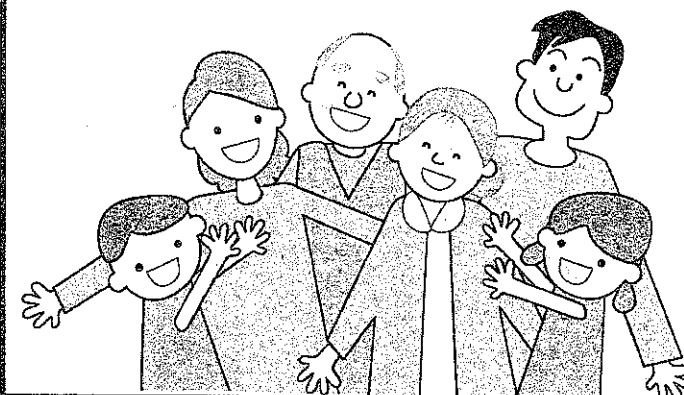
- 申し込みは予約制です。
定員になり次第終了となります。
- 相談日当日は、10分前に各相談場所へ

日時	申込み方法等
市民相談室 毎週(祝日は除く) 月・水・金曜日(弁護士は各日2名) ◇午後2時~4時半 ①2時 ②2時半 ③3時 ④3時半 ⑤4時	●予約制・相談時間は30分 ●相談日の2週間前の同曜日(祝日のときは、翌日以降の平日)の午前8時半から受付 土曜日の法律相談は、祝日でも予約できます ●予約申込(電話又は各相談場所へ)
市政情報センター 第2・第4土曜日(弁護士は1名) ◇午前9時~11時半 ①9時 ②9時半 ③10時 ④10時半 ⑤11時	
	月・水・金 の申込みは 市民相談室へ (042-366-1711) 第2・第4土 の申込みは 市政情報センターへ (042-336-1818)

2. その他の相談

裏面の表をご覧ください。

相談名	日時	相談員	内容	申込み方法
人権身の上相談	第1・3木曜日 午後2時～4時	人権擁護委員	基本的人権が侵害される諸問題、夫婦・親子・近隣関係などのもめごと	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談日当日の申込み ● 電話又は市民相談室にて午前8時半から受付(042-366-1711) ● <u>受付は、満員になり次第終了</u>
行政相談	第1・3火曜日 午後2時～4時	行政相談委員	国や特殊法人などの業務と市政についての苦情や要望	
交通事故相談	第2・4火曜日 午後1時半～4時	弁護士	交通事故に伴う賠償問題、示談の方法などについて指導、助言	
税務相談	第1・2・3・4火曜日 午後1時～4時	税理士	所得税、相続税、事業税、不動産取得税など	
登記相談	第3金曜日 午後1時～4時	司法書士	土地や建物の登記手続き全般	
不動産取引相談	第2・4木曜日 午後2時～4時	宅地建物取引士	不動産の売買や賃貸借など取引全般	
住宅建築相談	第3木曜日 午後2時～4時	むさし府中商工会議所相談員	住宅の新築・増改築などの指導、助言	
遺言書等 暮らしの書類 作成相談	第2木曜日 午後1時～4時	行政書士	相続関係書類、国籍関係書類、契約書など暮らしについての書類作成	
労務相談	第4木曜日 午後2時～4時	社会保険労務士	労働条件・就業規則・解雇・賃金・退職金など	
年金・労災・ 雇用保険相談	第3土曜日 午前9時～正午	社会保険労務士	年金・健康保険・労災・雇用保険及びこれらに関する事項についての指導、助言	
外国人相談	毎週月～金曜日 午前8時半～午後5時	市職員	日常生活や市政全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民相談室に直接お越しください。 ※ 通訳制度あり 通訳を希望される方は、事前にご相談ください。
市政相談			市政全般	
犯罪被害者 支援相談	毎週月～金曜日 午前8時半～午後5時	市職員	犯罪被害者や、そのご家族への総合的な支援全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民相談室に電話又は直接ご相談ください。 (042-366-1711)



★ 各種相談日は、祝日等で変更になる場合があります。正確な日程は、市ホームページまたは毎月1日号の広報ふちゅうをご覧ください。
★ 相談時間は、1人 20分～30分程度です(相談により異なります。)